国有農地の管理及び処分

【8, 158(8, 633)百万円】

対策のポイント ―――

農地法の規定に基づき国が買収した国有農地を適切に管理・処分します。

<背景/課題>

- ・農地法の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地は、平成24年度末現在、 4,202haとなっています。
- ・平成21年12月に施行された農地法等改正法により、自作農創設を目的とする買収・売渡しの仕組みが廃止されたことなどから、すべての国有農地について、早期に処分を行う必要があります。
- ・国有農地のうち農業上の利用が可能なものについては、農地等を効率的に利用して農業を行う者に、また、農業上の利用に適さないと認められるものについては、旧所有者等に売り払うこととしています。

政策目標

平成31年度までに売却不能な国有農地をゼロとするため、所要の手続きを 実施

<主な内容>

1. 国有農地等管理処分委託費

4, 143(4, 525)百万円

国が買収した農地等を管理・処分するために必要な経費を措置します。

また、すべての国有農地について計画的に処分手続を行う一環として、地番・公 図がないため処分不能な国有農地について、測量・境界確定及び表示に関する登記 を行うための経費、国有農地の現地確認等を行うための経費等を措置します。

2. 国有農地等事務取扱交付金

3, 759(3, 729)百万円

都道府県が国有農地の管理及び処分、買収等の経緯調査等を行うために必要な経費を交付します。

補助率:10/10

事業実施主体:都道府県、市町村

3. その他管理処分に要する経費

(1)農地等価格鑑定料

17(148)百万円

売払予定地等について、不動産鑑定士などの精通者にその価格の鑑定を依頼 をするために必要な経費を措置します。

(2)不動産購入費

91(90)百万円

農地等の買入に必要な経費を措置します。

(3) 賠償償還及払戻金

69(65)百万円

農地等の買収又は売渡しについて、国を相手方として提起された訴訟事件に 係る判決又は和解に基づいて支払う賠償金などを措置します。

(4)幼齢林等補償費

80 (76) 百万円

農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

※()は平成25年度食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定における予算額。

[お問い合わせ先:経営局農地政策課(03-6744-2155)]